

第9回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

1 開催日時

開会 令和5年7月16日（日）13時00分

閉会 令和5年7月16日（日）16時00分

2 開催場所

盛岡市総合福祉センター 4階 講堂（盛岡市若園町2-2）

3 出席委員

（委員）

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、菊池芳彦教育局長、坂本美知治教育次長、大森健一教職員課総括課長、西野文香教育企画室長兼教育企画推進監、度會友哉学校教育室学校教育企画監、菊池勝彦保健体育課総括課長、駒込武志教職員課県立学校人事課長、熊谷治久教職員課小中学校人事課長、中村智和学校教育室高校教育課長、武藤美由紀学校教育室義務教育課長、千田幸喜学校教育室生徒指導課長、多田拓章学校教育室産業・復興教育課長、本田牧人ふるさと振興部学事振興課総括課長、鈴木忠文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、日向秀樹保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

欠席委員

藤田治彦藤田法律事務所弁護士

4 会議の概要

（1）議事

ア 部会の検討状況等について

- ・人事管理等検討部会
 - ・部活動指導者研修検討部会
 - ・自殺予防教育検討部会
 - ・管理職研修検討部会

イ 再発防止「岩手モデル」策定スケジュールについて

（2）その他

議事ア 部会の検討状況等について

- ・人事管理等検討部会

【委員】再発防止策というところで、様々な基準を定めて明確に分かりやすいように、学校の先生方にこれはいけないと、明示していく必要がある。

地方公務員法の職務規程があると思うが、公務員としてそういうことをやってはいけないというところを明確に、ある程度落とし込む作業が必要である。この辺に

ついて、何か御意見あれば教えていただければと思う。

【事務局】生徒への暴行、暴言というのはどういったものをいうのか、どういうのが不適切なのかということ具体的に例示することは非常に大切なことだと思っている。我々も今後のモデルの中でそういった具体的に区別するような行為というものを明示していきたい。

懲戒処分の基準については、対外的に公表しているものがある。今では体罰というような表現を使っているが、体罰とか不適切な言動というのは基準によって戒告から懲戒免職までであるが、このように扱うのだということをお示ししているところである。

今後の懲戒処分の考え方については、この再発防止策に書いていないが、懲戒処分を行うのは県教育委員会であるので、県教育委員会として処分の取扱いをどうするのかといったところ、今回の一連の検討を踏まえて、それなりに重く処分をするという考え方があるかと思うので、平行して検討を進めていきたいと考えている。

【委員】そういうところが具体的に大事なかなと思う。

もう一点考えるときに、どうしても見て見ぬふりをしてしまうという、この問題もやはりいけないことなのだと思っていた。やはり御苦労された御遺族の方や被害者様や御家族様のことを考えて、一步踏み込んで県として条例とかで落とし込むということもぜひお考えいただきたい。罰則規程だけではなく、様々な取組の推進とか、そういうところも入ってくるのではないかなと思うが、ぜひこういうことをやって、例えば「岩手モデル」として進めるというときには、条例もぜひお考えいただきたいながら進めていただきたい。子どもの人権を大切にするという権利擁護の視点もあると思う。

【事務局】条例ということについては、持ち帰って検討させていただきたい。別紙4に再発防止に向けた基本的な考え方とか再発防止策を書いているが、まず今回の事案として決定的に初動の体制が悪かったと、委員からお話があった、見て見ぬふりをするとか、そういったところが少なからずあったのだろうと思っている。そういった暴力、暴言というような情報がもたらされた場合には、どう対応するのかマニュアルとして整備されていなかったところを反省して、そういった声があったら、もちろん本人に確認し、周りの教員に確認するとか、生徒に確認するとか、そういった具体的対応について初動がしっかりできるような形のものを整理していきたい。

あと、不適切指導が疑われる教員を部活動からまず一旦外すような運用を「岩手モデル」の策定を契機に、しっかりやっていきたい。

子どもの人権、権利擁護だが、まさしくそのとおりである。職場の同僚に暴行や暴言を働くことがあったならばもう大変なことになる。それがなぜか生徒、児童には懲戒の範囲でついやってしまうという事案が散見される。こういった子どもの権利擁護、一人の人間としてしっかり向き合っ、同等の人間として対応するというところがあれば、生徒への暴行、暴言というのは少なくなり、根絶していくのでは

ないか。今年も既に部活動指導をする教職員に対しては、全教職員にそういった不適切な指導が行われないよう研修なども行っているが、児童生徒、子どもへの権利擁護という観点でも接し方を含めて引き続き、繰り返し研修を行い、教職員に対しても、認識がしっかりと落ちるように努めてまいりたい。

【委員】 この再発防止策に関して、小学校、中学校、高校が対象となっていると認識しているが、それは間違いないか。

【事務局】 小学校、中学校、高校も含めて対象としたい。

【委員】 先ほどから部活動の話が出てきている。確かにB高校の事案は部活動が背景にあると私も思っているが、部活動以外の教員の不適切な言動、それも含めてということではよろしいか。

【事務局】 学校活動における不適切な言動の全てを対象を含めて考えていきたい。

【委員】 そうすると、ここで書かれている部活動から外すという考え方は、そのほかの教員、一般教員の言動に対しても当てはまるということか。

それから、全体として再発防止策の方向性がガイドラインを作るとか、マニュアルを作るとか、宣言をするとか、そういったことが書かれているが、これは様々なケースにおいて作られる再発防止策の方向性と特に変わったものはないと思っている。背景に初動が十分でなかったとか、見て見ぬふりをするとかということがあるのであれば、それができないような仕組みを作っていくことが必要だ。このままだと、ガイドラインを作って終わりになってしまうので、ガイドラインが遵守されているかどうかということをきちんとモニタリングしていくような仕組みを当然作らなければならない。その点で考えると、学校や教育委員会の外に、学校が正しくこうしたガイドラインを遵守しているかどうかということをモニタリングする機関が必要だ。そこに何か強制力を発揮させるような仕組みも必要なのではないか。この具体的な再発防止策に書かれている児童生徒の声が届く相談機能と設置とあり、1人1台端末を使うというふうに書かれているが、これがどこに届いているかによって、効果が相当変わってくるのではないか。その辺も含めて御検討いただければと思う。

【事務局】 事実確認における専門機関への支援要請というところで、弁護士とか、警察等に入っただけという話、方向性も書いているが、作って終わりとなれば、実際にどう運用されているかということが明らかにならないので、非常にそのとおりで思っている。学校訪問で毎年状況を確認しているが、外部の方の目が入るような仕組みについても検討してまいりたい。

【委員】 まず、別紙の2の事実関係の整理だが、二重下線で整理したところを示し

ていただいている。例えば1 ページ目の2 つ目だが、7 ページ目の2 つ目などについて、生徒さんの保護者の方からの訴えをどうやって聞いて、それをどう報告して、記録に残したとかを明らかにしておく必要があるのではないか。今後の策定に当たって、訴えにあった事実内容をどのように残すか、訴えにあった事実などをどのように報告するかについても検討をする必要がある。

訴えが過小に評価されてねじ曲げられて報告されてしまえば、対応自体が適切に行われなかったということにもなりかねないので、この部分をきちんとしたほうがいい。例えば1 ページ目の2 つ目のところは訴えがあった内容にそのまま修正されているが、保護者の方からこういうお話があった、それに対して県教委にはこのような報告がなされていたか、どのように記録されているというような書き方をして、実際の訴えの内容と教育委員会に残っている記録とが齟齬しているところを明確にしておく必要がある。

別紙3 についての不適切だった点などの整理だが、やはり保護者からの訴えの報告内容と齟齬していると考えられる点がある。これは対応した側、例えば副校長が不十分な理解をした可能性もあるし、理解はしながら教育委員会に対して問題を小さく見せたいという思いで報告内容が修正されてしまったという可能性もあるかと思う。逆に教育委員会のほうで報告を受けながら報告内容を適切に理解していなかったという可能性もあると思うので、そこを別紙3 のほうにも書いていく必要がある。電話による口頭報告になっているので、そのような口頭の報告というのが果たしてよかったのかということも検討の一つかと考えている。

別紙4、再発防止策の検討の方向性についてだが、今回挙げていただいたのは各論的なところではないか。もう少し根本的な問題から検討していく必要があるのではないか。例えばいかなる理由があっても不適切指導は容認しないのだという姿勢をまず確立する必要がある。それから、対象となる教員が事実関係を認めるかどうかということに重きを置いた調査対応を見直すのだということ、勝利至上主義からの脱却ということとか、教員評価に部活動での実績、結果を重視しないということ、また縁故、コネによる人事異動を行わないということ、それから外見や周囲の評判にとらわれない、このようなことを根本的に見直していく必要があると思っ

ている。それを見直した上でのもう少し大きなところからの再発防止策の検討が必要なのではないか。可能であれば、例えば他県でどのような再発防止策を策定しているのか、皆さんで共通の認識ができればと思ったので、もしそのようなものがあれば開示をしていただけるとありがたい。

【事務局】 別紙2 と別紙3 の整理のところでは、事実関係を確認している。事情聴取したところについてはできるだけ落とし込んでいくところだが、それを踏まえて、別紙3 で不適切だった対応、別紙3 の1 ページ②のところ、A 高校は被害生徒本人からの聴取を行わず、他部員への確認も行わず、聴取記録を正確に作成せず、保護者への説明も不足していたということで、対応について不十分、不適切だった点ということを書いている。

マニュアルを作っても学校で矮小化して事実をゆがめられても困るので、事案が

あった場合の記録の方法をしっかりと示し、整理していきたい。外部の方の目を入れるというところ、学校評議員とあるが、そういった外部の方々のお力もいただきながら整理をしたい。

別紙4の考え方、全くそのとおりである。いかなる暴行、暴言、不適切な言動を許さない、全くそのとおりである。厳しい発言はある程度許されるのではないかというような当時の見解も不適切なところとして整理している。そういった認識の甘さ、誤った認識も今後正していく必要がある。とにかくいかなる暴行、暴言も許さない、児童生徒の権利擁護、子供の権利擁護という視点に立ち返って徹底していく。基本的な考え方として整理をしていきたい。

人事異動に関しても縁故、コネはないと我々は認識をしており、部活動の結果が教員の何か異動に反映するとか、プラスに反映するということはない。例えばバレーボールの先生が異動になるので、後任にバレーボールの先生が異動で来たというようなことは、人事異動の調整の中でやっているが、これからも誤解、懸念を抱かれないような人事異動の調整をしていきたい。

いずれにしても、各論的だったのは、そのとおりだ。もう少し基本的な考え方をしっかりと整理をして、お示しできるように努めたい。

【委員】別紙2と別紙3のところは、このように表現したらどうかというものを後ほどお示ししたい。

別紙4の点について、縁故とかコネによる人事異動というものはないはずだというような発言だったが、今回の件、資料を見せていただいて、やはりコネによる人事異動が非常に大きな問題だったのではないかと感じられる面がある。イレギュラーな形で人事異動が行われたということが大分根底にあると感じているので、やはりそこは再度十分確認をし、今後の策定に入れていくということが必要と思っている。

【事務局】委員から御指摘のあった他県の事例については、事務局で後ほど整理して次回に提示させていただきたい。

【委員】全体的に事実の解明というところで、これで足りるのかというところは様々ある。

もう一つ解明しなければならないところは、最後の資料4、何かの規範に基づいて、やっぱりそれがよかったのかとか、どうあるべきなのかという、その起きたことに対し規範に照らし合わせた分析というのが必要である。これはこうだった、こういうふうにはできなかったとなっているけれども、それはよかったのか、悪かったのか、それとどうあるべきなのか、これは実際に次の防止策にもつながる考えのところであって、最後抽出したところを出しているが、少し照らし合わせのところをそういう規範に基づいてどうだったろうかという判断を、まず素案として出していたと、より解明につながるのではないか。

【事務局】 別紙3、別紙4に書いているのは、こうあるべきだったというのは、怠った、やらなかったということで、結果として事実解明、事実の暴力、暴言に対する事実確認というところで整理する。基本的な考え方がどうあるべきかというところを整理したつもりだが、別紙2の確認、事実関係の確認と、別紙3のこういった規範的なところがどうあるべきだったかをもう一度改めて確認をして整理をしたい。

【委員】 そのようにしていったほうが、より丁寧な解明につながるのではないかと。ぜひ御検討いただきたい。

【委員】 読んでいた感想として、ある種の性善説に立っていて、こういうガイドラインを作って、研修して、それをやればきっと直るはずだという、何かそういうのがすごく見えてくる。しかし、こういうことというのは学校現場においてずっと前から言われ続けていて、ずっとやってきているのに、同じようなことが何度も何度も起きている。そこにはきっと学校文化みたいなもの、教員文化あるいは学校の体質、教師の体質みたいなことがきっとあるはずで、そこにどう食い込んでいるのか、そこをどういうふうに打破していくのかということがなければ、どんなに立派なガイドラインを作ったとしても、どんなに立派な研修をしても、また同じことが起きるのではないかと。

ことを荒げないようにするとか、外部に漏れないようにするとか、対大人では絶対やらないようなことを対生徒だとやってしまっているとか、そういうことというのはいっぱいあると思うが、そこをまずきっちり見つめた上で、どうやったらそのところを変えていけるのかが、防止策の前のところにはないといけないのではないかと。委員が言われたように、学校文化とかが教員組織文化みたいな問題になったとすると、自分たちだけで性善説に立って何とかできるはずだと思いますのは、正直そこはできないかもしれない。やっぱり常に外部の目が入るような仕組みのほうが、相談ということだけではなくて、日常的につくる、あるいは外部の独立機関みたいなものがあったらいいぐらいという感じはする。

少々飛躍するかもしれないが、日本でちょうど、こども家庭庁が発足するときに、こども基本法ができたが、あのときに子どもコミッショナーみたいな、本当に子供の権利擁護のためだけの独立機関をつくるべきだという議論は出ていた。しかし、日本ではそれは実現しなかった。だけど、本当はそういうものがあって、常に学校というのは外部から見られて、何かあったらそこに連絡が行って、点検、チェックされる、そのことがあってこそ学校の文化というのは変わっていくかもしれないと思う。何かここに書かれているのは、比喩的に言うと、内部質保証というか、内部で点検してやりましょうということである。すごく大事なことだと思うが、内部質保証が機能するためには、外部からの点検等が必要で、両方があるからこそ有効に動くのだろう。

だから、「岩手モデル」というのを単に別の他の県でやっているようなことをうちの県もやりますではなくて、他県がやっていないようなことを先んじて岩手がやるのだみたいな意気込みで考えるのであれば、そのぐらいの大胆な外側の目を入れ

て、学校というところを見つめ直していくことがあってもいい。

【事務局】 委員からそれぞれ外部の目を入れるチェック体制のお話をいただいた。他県の取組も我々は勉強しているところである。確かにそういったところで、あまりまだやられていないと思う。今回の委員のお話も含めて、内部で検討して、ほかにはない取組について考えていく、また委員から例や取組の御示唆をいただきながら、考えていきたい。思いのほか今回たたき台として各論的なものとして少々お示ししてしまった形にはなるのだが、各委員から御指摘いただいたところは非常に重要だ。そういった忌憚のない御意見をいただいたのは我々としてもこれから作っていく上で非常にありがたい意見となるので、ぜひこれから様々な意見をいただきたい。

【委員】 参考資料6 ページ、令和5年度の第1回部活動指導者研修再発防止岩手モデル、研修レポート結果というところで学校の悪しき文化というか、風土というか、こんなことが述べられている。絶対的な存在として、生徒や保護者、職員の前にいる部顧問に対して、進言できるかどうか、行き過ぎた指導となる前に注意できるかというのはなかなか難しい。体罰やハラスメントをしている人、暴言が多い人は研修等でも自分のことと思っていない。いかに本人に分からせるか。この部分だと思う。

一般的に不祥事発生時の対応としては、まず発覚の端緒がある。今回の場合は、その被害者の御家族の方の訴えがあった。その発覚の端緒があって、初期対応があって、3番目に事実認定、事実確認になる。4番目にその対象者の処分規程に基づいた処分が行われて、そして5番目に不祥事が発生した原因の分析と再発防止策の策定、この順序で進むと思うが、その発覚の端緒、手がかりをいかに学校、そして県教委が正確に捉えるか、この部分が今の話から本当に組織というのは難しいものがある。そのあたりを誰でも自分の思ったとおりに何でも相談できる、こんなことがあったと、そのあたりをまずしっかりと整え、不祥事対応も、事実認定も、こうした一般的な不祥事対応のその段階的なところで何が至らなかったのか、岩手県としては何を改善するのか、それを明確にしていくことがやはり「岩手モデル」ではないかと私は思っている。

以前までは「不足していた点」という表現が多かったと思うが、今回の資料で「不適切だった」と書いてある。私も要望した覚えがあるが、何かこの「不足していた点」から「不適切だった」と変えた趣旨というのを確認したい。

【事務局】 1つ目のところ、委員から改めて事案発覚からの端緒からの事実確認、そういったところの整理をいただき、発覚の端緒をいかに見つめるか、しっかりと確認、認識できるような仕組みづくりというのは非常に重要である。こういった事案が二度と起こらないようにということは、まず事実をしっかりと把握すること、それを学校、県教委が把握すること、それは外部の力も入れていくということかもしれない、そういった仕組みづくりがしっかりとできるようなものにしていきたい。

不足したというところを不適切だと変えたところについては、県教委というか、

策定委員会のところとして、やはり「不足」というと何かすごく曖昧さが残ると思っており、駄目だったことはしっかりと駄目だと言おうと、それが無いと前に進まないのではないかとこのことを内部で議論して、どういった表現がいいかと考えたときに、事実認定がなければ先に進まないということで表現を改めたところである。

【委員】他の委員からかなり総論的なところの話があったので、私はまた各論的なところに戻らせていただきたい。不適切な指導を行った教職員への指導を再度徹底するところなのだが、実際本件に関して何が起こったかというのを見ていくと、ほかに代わりがないという理由でずっと残しているわけである。ということは、ほかに代わりがない、要するに補充する教員がない、指導する人間がないという場合は、結局部活動としてやれないので、こういった事案が発覚した段階で部活動自体をもう休みにするとか、活動休止という形になり、それを生徒たちに示したとすると、誰かが何かを言い出したら、部活がもうできなくなるから絶対言うては駄目だという空気になりかねないと思う。しかし、そういった場合、他に代わりがないという場合に、では何が一番生徒たちにとって最善の選択になるのかということ、どう決めていくのかなというのがよく分からなかった。委員から指摘があった部活動以外の場合でも適応すると、では例えば授業中だとか、そういったところで暴言があった場合には、その教員に対してはどういう取扱いをされるのかということ、いま一度お聞かせいただきたい。

【事務局】現在の対応としては、部活動で何らかのそういう行為があった場合には、その教員を外して別の教員を充てるとか、またその教員と複数の教員で部活の指導をさせるとか、そういった取扱いをしている。これからは、指導から外すことを考えたい。一方で生徒がそういうことを発言しにくくなったりだとかという指摘もそのとおりだ。そこはこれからどういうやり方がいいのか考えていきたい。

部活動以外のことだが、大変残念なことに今年も授業中に暴行して懲戒処分を行った。その教員については、担任を外したり、部活動も複数の教員に当たらせるとか、直接的に被害者になった生徒さんと離れているので、この事案は中学校の例だが、これからも部活動以外のところについても、そういった取組をしていきたい。

【委員】疑いも含めてとの話だったのですが、この疑いというのは、例えば本件のように保護者から訴えがあったけれども、その張本人は否定をしている、ほかの生徒たちもそんな不適切なことはなかったと言っている。これも疑いか。

【事務局】事実確認ができなければ、疑いであると思っているので、そういったところが明確にできるように速やかに確認ということで、もちろん本人はそのとおりだが、周囲の教員とか、実際に教員から指導を受けている生徒とかに速やかに事実を確認して、1人ではなく複数人で確認をして、事実かどうかを早急に確認するという対応をしていきたい。

【委員】 では、事実ではないと判断する何か基準みたいなものを考えているのか。

【事務局】 現在の懲戒処分の検討に当たり事実認定をするときは、本人、その当該教員が認めればそのとおりだが、認めない場合にも複数の目撃があったり、証言が一致するなど、そういった場合について事実として認定し、必要な処分等を行っている。そういう申出があったときに申出があった方からお話を聞くというのはそのとおりだが、その裏付けるものがあるかどうか確認して総合的に判断していくことになろうかと思っている。

【事務局】 それでは、本日欠席の委員から事前に御意見をいただいていたので、こちらについて事務局説明をお願いしたい。

【事務局】 部会の検討状況等について、事実の解明に不十分な点があるとの批判は理解できる所であり、そのような事態を招いたこと自体を真摯に反省すべきものとするが、他方で過去の事実関係について、主に当事者の供述に基づいて調査することには、誰が調査を行ったとしても一定の限界があるのも事実と思われる。通常考えられる調査を尽くした上で、なお解明不十分と指摘される点については、必ずしも唯一の事実の特定にこだわらず、複数の可能性があり得ることも考慮した上で、かかる事実の再発を防止し得る策を検討することが本委員会の役割として求められることではないかと考える。その他の部分で、策定委員会についての御意見です。事案の検証が大前提であること自体に異論はないが、本委員会の進行中にも教員が関わる不祥事案が報道等されているところであり、この委員会の枠組みでの策定を目指すのであれば、現在及び将来の児童生徒にいかに被害を生じさせないかに軸を置いた議論がなされるべきものとする。

【事務局】 それでは、御遺族様、被害者様からの御意見をいただきたい。

【御遺族】 膨大な資料等々について、ある程度論立てて包み隠さず、いろいろ記述いただいて、またこれがほぼほぼ事実に近いのだろうと認識をしている。

2018年に当時B高校の校長は「指導に全く問題はなかったと、学校に落ち度はなかった」というところからスタートして今5年目だ。これだけ不適切なことが明るみになっただけでも、大分前進しているのだろうとは思ふ。細部にわたってはいろいろまだ足りない面等々あるかと思うが、逆に策定委員会を立ち上げて3年、何ら成果に至るものが全くできていない状態というのも非常に忸怩たるというか、まだまだ時間をかけていいのかとも思う。今年も3名ほど、類似の暴行、暴言等々で、「死ぬ」とか「消えろ」とか、不用意にそういった言葉を投げかける教員がいまだにいる。処分には至っているけれども、一般的に3名いるようであれば、ハインリッヒでいうと100名ぐらい裏にいるのではないかとというのが今の岩手県の学校行政の実態ではないか。そういった教員に対して、今何ら手が打たれていない状態だと思ふので、早めに策定をして、何か訴えられるようなものをマニュアルでも、ビデ

オ教材等々でも構わないので、その辺はやっぱり啓発していかないと、結局何も変わらない、いつの間にかできたガイドブック等々も闇に葬られてしまうといったことも考えられる。この辺は次の工程になるかもわからないが、今ドラフトだと年内に一応策定、ドラフトの後に来春実施に向けてというようなスケジュールだと思う。その後以降もできればモニタリングの機会とか、またいろんな処分が多分ある中で、今まで闇に葬られていたのに対して意見を出せる環境が整うと思うので、件数が増えると思うが、その出てきた実証に対しても今回の策定委員会でできたものと照らし合わせて、どこをどうすべきなのか、多分絶えず進化させていかなければならないと思うので、そういった取組をぜひお願いできればと今考えている。

うちはもう、息子が戻ってくるということはないので、私は紙でしか見ていないけれども、先日懲戒を受けた教師の被害者のお子さんが「死ぬ」「消えろ」と、言われたのは多分1回、2回ではないはずだ。長らく日常そういう指導をしてきた方だと思うが、言われるほうのお子さんの心情を察するに、いたたまれない。ここでぼうっとしていると、また類似事件が起きたときには、もう次の御遺族に合わせる顔は、ここにいらっしゃる皆さん持ち合わせないと思うので、年内と言わず、できるだけ早く何らかのアクションを起こしていただいて、バージョンワンでも、ツーでも、0.5でも構わないので、取りあえずアクションを打ち出して、前に進んでいくということをややかにしていただきたい。

【事務局】 この委員会が立ち上がって、もう2年半になる。その間、我々の力不足でなかなか議論を前に進めることができず、本当に申し訳なく思っている。加えて、先ほどお話があったとおり、これもまた残念で恥ずかしいことだが、依然として生徒への暴行、体罰、暴言で処分される職員が跡を絶たない。本当に申し訳なく思っている。

全く何もしていないわけではなく、学校内での研修だったり、部活動で指導する職員の全ての暴力、暴言を根絶する研修をいろいろやってはいるが、なかなか全ての教員に広がっていかないというのは本当に忸怩たる思いである。

我々もこの「岩手モデル」について、とにかく常にバージョンアップして成長していくようなものを作りたいと思っている。直近の最新の国の動きだったり、他県の動きだったり、そういったものを捕らえて、常に最新のあるべき、より効果的、効率的な研修だったりとか、再発防止策、そういったものを加除式にしてやっていきたい。

事実の解明、不十分な点まだあるかと思っている。本日も様々委員からお話をいただいた。今回の御意見、様々御示唆をいただき、進めていきたい。速やかに「岩手モデル」を世に出せるように事務局一丸となって取り組んでいきたい。

【御遺族】 前々教育長の発言の中で、「強豪校なのだからこういったことはいつも当たり前だ」みたいな発言もあり、当時のB高校の校長も、顧問のせいではないとか、謝罪の気持ちはないとか、あなたたちも悪いのだ、みたいな発言も私たちはされている。こういった件に関しては、事務局はどうお考えか。

【事務局】 そういった発言があったということは私も耳にしている。本当に申し訳ない。

教育長の発言については、議会の場でも発言したと承知している。その点究明については第三者委員会に任せているところで、そういった発言を行うのは非常に不適切だと指摘を受けたと把握しているので、調査報告の指摘については重く受け止めている。

【御遺族】 皆さんは知事部局から着任したということで、前の教育委員会みたいなしらがみがありませんというふうに伺ったが、それではこの件を書類か何かでその方たちの発言がよくなかったということを書いていたいたり、ホームページとかに載せていただいたりとかできるのか。私たちが教育委員会への不信感がぬぐえないというのは、そのことから始まっていて、そこをきちんと表していただかないと、覚悟が見えない。その辺はどうお考えなのか、どうにかして表していただけるのか。

【事務局】 今この場でそういう表現ができるかというのはすぐすぐ答えられるものではない。いずれそういった思いを十分重く受け止めて、どういう形で発信できるのか、そこは少しお時間をいただいて、私も考えさせていただきたい。

【御遺族】 教育長にも話していただけるか。

【事務局】 承知した。

【事務局】 続いて被害者様から御意見等お願いしたい。

【被害者】 今の御遺族からの御意見というのは、前々教育長のことで、議会では、高裁の判決が出た後、我々に謝罪すると言いながら、今は適當ではないと、一切我々に対して謝罪はなかった。

最後に今回欠席した委員の意見書をお読みになっていたが、ここに出ていない委員の意見書を読み上げるのは時間の無駄ですから、印刷して配ればいいのではないか。再発防止策というのは、事案の徹底的な検証があって、初めて策定されるもので、事実の認定にこだわらず検討することがこの委員会の役割ではないか。

この委員会というのはA高校事案、これまで日本に前例のない前任校の裁判の継続中にそのまま教師を続けて1人の生徒を死に追いやった、この深刻な事案を二度と起こさないために、再発防止策をつくろうと、議論を進めているわけではないか。

【事務局】 欠席の委員の発言について紹介する必要はないのではないかというお話もあったが、欠席の前提で御意見を出していただいたので、紹介という形で読み上げた。

【被害者】 質問の前に大事なことを確認しておきたい。今私がお配りしている資料は、5月の教育長の発言の一部だが、「二度と岩手から教員の暴言により生徒の自死事案を起こしてはならない」、この発言は事実なのか。これは言い換えると、B高校の生徒さんが自死に追い込まれたのは、元顧問の暴言が原因だったと、そういう理解となるが、それでよろしいか。

【事務局】 これは、教育長の記者会見の発言だが、ここに発言しているとおりである。

【被害者】 B高校事案の生徒さんが自死に追い込まれたのは元顧問の暴言が原因だったということで間違いないかと聞いている。

【事務局】 教育長の発言としてはそのとおりなので、このとおりと認識している。

【被害者】 皆さん、そういう認識になっているということか。ちょうど1年前の6月に元顧問の懲戒免職処分をこの記者会見の発表のときに、事務局は、暴言と自殺との因果関係についての判断は困難と、今回の教育長の発言と真逆に等しいことを述べているが、なぜ1年前はこのように言ったのか。

【事務局】 その発言については、第三者委員会の調査報告書を引用する形で話をしたものと思っている。いずれ県教委としては、その調査報告書の内容を全て受け止めているという認識であり、その第三者委員会の報告書、法律、医療、心理、各専門家が1年半かけて調査した結果として、要因として複数挙げられているものを挙げているもので、そういったものを受け止めているということから話をしたものである。

一方で、教育長の発言についても、いずれ教員の暴言が理由であるということとは間違いない事実なので、そういったことを捉えて話をしたものだと承知している。

【被害者】 何を話したかというのは報道を見れば分かる。皆さんの認識を聞いている。B高校の生徒さんの自死の原因が顧問の暴言にあったと認識しているのか、していないのか。

【事務局】 教員の暴言、暴行、不適切な発言が要因の一つだと認識している。

【被害者】 要因の一つだと、第三者委員会が出てくる言葉なので、それは分かっている。教育長の発言と違ったでしょう、「二度と岩手から教員の暴言による生徒の自死事案を起こしてはならない」と、要因の一つだなんてことは一つも言っていない。

【事務局】 私の言葉が不適切だったかもしれないが、いずれ教員の暴言による事案

を起こしてはならないということは我々も共通認識として持っている。

【被害者】 承知した。それなら結構だ。それがなければこの策定委員会というのは成り立たないから、皆そういう共通認識でこの議論を進めないと先に進まない。

今お配りしたものは、3月に何の連絡も何の説明もなく、送ってこられたFAXだ。このお二人の方が戒告処分を受けたと、何のことだかその後、前教育長が、県教委の処分はこの2人でおしまいだと。この2人は何で処分されたのか。この処分理由というのを読むと、顧問の暴力行為、違法行為を把握していたにもかかわらず、これをB高校に伝えることを怠った。それに対する処分というふうに読めるが。

そうすると話が元に戻って、そもそもこの2人は顧問の暴力行為、違法行為をどうやって把握したのだ。ナンバー1の方は平成28年度となっているがこの方はどうやって把握したのか。

【事務局】 この2人を戒告、懲戒処分とした理由だが平成27年9月に提訴された民事訴訟において、28年6月に顧問教諭による一部生徒に対する平手打ちの事実が判明した。裁判の過程において、前言を翻す形でそういった事実を認めた。こうした事実について県教委の担当の課長は、事実を学校の管理職に対して具体的に情報提供を行わなかったこと、あるいは体罰行為を把握しながら人事管理の徹底、具体的には部活動の指導から外す等の指示を行わなかったということについて、非違性が高いと判断し、懲戒処分とした。

もう一人の平成29年度の担当の課長については、平成29年の11月に一審判決が出て、原告生徒に対する暴言の事実が認定させたとところである。こうした一審判決を踏まえて、先ほど申し上げたと同様に、認定された事実について、学校の管理職に対して具体的に情報提供を行わなかったりとか、人事管理の徹底を求めるような必要な指示を行わなかったことについて一定の非違性を認め、懲戒処分したものである。

【被害者】 当時の県教委で、顧問の暴力行為、裁判所が違法行為だと認定したことについて知っていたのはこの二人だけだったのか。

【事務局】 裁判の状況については、逐一内部で共有しており、教育長も含めて共有している。

【被害者】 私は今、この二人だけだったのですかと聞いている。

【事務局】 二人だけではない。

【被害者】 何でこの二人だけ処分されるのか。

【事務局】 この職員については、県立学校の人事の担当をする課長の職であって、

学校にそういう具体的な指示なり情報共有をする責任者ということで懲戒処分としたものである。当時の総括課長については、所属長責任を問い、服務上の措置を講じている。

【被害者】 職務上の義務があったのに、それを果たせなかったと、そういう理解でよいか。平成28年の5月には、それまで何度も県教委に要請しても調査をしようとしなかったにもかかわらず、被害者の同意なく、裁判のためだけに元部員3名に調査を行った、その年である。その元部員3名の聴取記録は証拠申請されて、裁判所に出されている。このとき聴取を行ったのが教職員課職員の2名、この資料については前回配付しましたが、この中で3名の部員全員がびんたを受けた、あるいはびんたを受けるのを見たということを言っているわけで、この時点で少なくともこの2人はその暴力行為を把握したはずだ。しかも、この2人が独断で行くわけではないので、どなたかの指示で聴取に行かれるはずだ。誰の指示で行かれたのか。

【事務局】 訴訟の対応の中で、どう対応すべきかと内部検討を行った過程において、事情聴取、ヒアリングをしたと認識している。

【被害者】 それは知っている。誰の指示で行ったのか。

【事務局】 具体的には人事を所管する県立学校人事課長であり、その上司である教職員課総括課長が指示したものと認識しているが、その前提においては教育委員会事務局内部で、行うことについては必要な報告をしていたものと認識している。

【被害者】 実際に聴取を行ったお二人と指示をされた方のところにこの報告が来たはずなので、この時点で顧問が暴力行為を頻繁に振るっていたことも把握していたはずだ。それでもこの時の県教委の皆さんは何もしなかったのですね。この時に顧問に対する聴取はされたのか。

【事務局】 行った。

【被害者】 教育委員、教育長にも報告はされたのか。

【事務局】 行っている。

【被害者】 教育委員にも、教育長にもか。

【事務局】 教育長には報告しているが、教育委員には随時の報告はしていなかったかと。

【被害者】 この時点で何人もの方が、この顧問が常習的に暴力を振るっていたこと

を知ったはずである。それでもそのまま教師と顧問を続けた。誰も何も言わなかった。

今まで何度も申し上げているが、この時点でこの顧問を排除していればB高校事案は起きなかった。

ナンバー2の方は、平成29年となっていて、このときには顧問の証人尋問も行われている。前も話したが、何も覚えていないと言っていたにもかかわらず、ペットボトルを地面や壁に投げつけたり、ボールや籠を蹴ったりした、両手で部員の顔の頬をバチッとたたいた、さらに息子に対する恫喝行為においても何度か拳で机をたたいた、鍵を壁に投げつけた。今まで何をしゃべっても思い出すことができない、覚えていない、答えようがないと繰り返し言ってきたにもかかわらず、「おまえは駄馬だ、サラブレッドに勝てるわけねえんだ、おまえのせいで負けたんだ」、あるいは「なめるんじゃねえぞ」と。証人尋問を行ったときに傍聴席に県教委の職員が2名なり3名いたはずである。これは誰だったのか。

【事務局】 前回は話をいただいて確認したが、誰が傍聴したかという記録が残っておらず、確認はできなかった。

【被害者】 信じがたい。裁判ウオッチャーではなくて、誰かの指示でいたはずだ。その指示も報告も記録として残っていないのか。

【事務局】 調べたが、現時点で確認は取れていない。

【被害者】 県教委から行っているわけだから、出張記録とかあるわけではないか。そんなこと調べればすぐ分かるのではないか。

【事務局】 もう一度確認をする。

【被害者】 これが何で大事かというのと、この時にも多くの方がこの顧問の暴力行為あるいは虚偽を把握したはずにもかかわらず、何の対応もされなかった。

それから、先ほどの違法行為云々という話だが、今お配りしているのが平成29年11月10日の盛岡地裁の判決後、メディアによって報道されたものである。これにはもう既に教員の一部の指導を違法行為と認めたと既に書かれている。よって多くの県民はもちろん、県職員、県教委職員の皆さんもほとんどこの時点で知ったはずである。皆さんも新聞ぐらい読まれるわけだから、この時点で御存知だったでしょう。ところが、何もされなかった。皆さんに申し上げたいのは、一般の市民だったら、新聞報道を知ったからといって、立ち上がるというのは難しいかもしれないが、せめて幹部職員や教育委員、特に教員行政トップの教育長は判断を下すべきだった。なぜ何もしなかったのか。2枚目にあるとおり、このときに県教委は控訴をしなかった。控訴したのは我々だった。そのときに3回目のB高校事案を防ぐ機会だったと思っている。何もされなかった。マニュアルやガイドラインや研修とか、そうい

うレベルの話ではない。

【事務局】今の件については、別紙4の9番、不適切だった点として整理をしている。教職員課において、訴訟対応の過程で明らかになった暴力、暴言の情報を踏まえて、顧問を外すなどの人事管理上の対応について学校に指示する必要性に係る認識が欠如していた。民事訴訟上の対応に終始したと、具体的な指示や情報収集ということで、当時の県教委の対応は極めて不適切だったと認識している。

【被害者】その不適切な対応した方の処分がなぜされないのか、なぜこの2人だけなのか。これでは処分されたほうもたまったものではない。

【事務局】県教委の対応については、最初のA高校の事案が発生してから、それぞれの関わりについて確認をしたが、平成26年度以前の期間等については、既に職員が退職しており、地方公務員法の懲戒処分はできなかった。28年度、29年度以外の職員については、高校の職員の対応として懲戒処分とするまでの非違行為は認められなかったということで認識をしている。

【被害者】簡単に言うと組織的な構造的なガバナンスの問題だと思う。そういうものは皆さんにはない。一般の会社だったら社長が辞任する。ところが、先ほど御遺族もおっしゃったように、強豪校ではよくあることだと言い放った。せめて謝罪ぐらいしたらどうだと、今も私は思っている。

別紙の1について、前回私がいろいろ質問したことに対する回答をいただいているが、以前の会議で話したことについて、平成21年の12月、私は当時のA高校Cから説明された内容というのは、「元顧問から3回話を聞いた、特に3回目は、私から校長への手紙をいただいた後、本当にこういうことがなかったのかと、もう一人の副校長と聞いた」ということである。「物凄い剣幕で怒り、至近距離で怒鳴るということはあった、髪を引っ張ったり、胸ぐらをつかんだりはしていない。他の部員にボールをぶつけるということはあるが、手は上げていない」と顧問教諭の申立て内容を聴取記録としたとある。ところが、元顧問からの事情聴取記録は、この2年後の平成23年の12月、私がA高校Cと面談を行った際に、この聴取記録が存在することを知って、平成23年、A高校から入手したものだ。日付は11月30日となっていて、時間は僅か30分、第1回目の聴取記録ということになる。これには元顧問にとって都合のよいことしか書かれていない。最も肝心の暴力の有無、聴取者を立たせたまま至近距離で怒鳴ったこと、A高校Cから説明された記載が全くない。A高校Cは3回聞いて、その都度記録を校長に出したと。

ここに第2回から第3回到聴取した結果は、第1回の聴取記録に追記する形で記録していると書かれているが、これは誰の発言なのか。

【事務局】今、話があった当時のA高校Cだ。

【被害者】 少なくとも第3回の聴取内容はされていない。これはなぜなのか。

【事務局】 追記版、改定版ということで、いずれ2回目、3回目ということで、1回目のヒアリングを行い、その内容を当時の校長に確認をし、校長から追加で確認を求められたところを2回目に確認したということで、3回確認したと聞いている。これについては当時の副校長と校長の話ということで一致するので、被害者様にお渡ししたものは3回目の聴取が終わった記録だと認識をしている。

【被害者】 それはわかっている、3回目の聴取内容が追記されていない理由は何だ。

【事務局】 記録について、非常に不十分だったところは、別紙3、1ページ②で、顧問教諭の聴取記録を正確に作成せずというところで、不適切だった事実として認定をしている。

【被害者】 A高校C、A高校H、関係者とあるが関係者とは誰なのか。

【事務局】 A高校CとA高校Hを指して書いている。

【被害者】 この2人ということか。それ以外の方には聞いてはいないということか。

【事務局】 平成24年度の校長とか、21年度の当時の校長にも話している。

【被害者】 これでは内容が全く分からない。誰に、どのように尋ねて、どのような回答だったのか。

【事務局】 少々記載が不十分だが、A高校Cに話を聞いたところ、一度話を聞いて校長に報告をし、確認を求められた内容について、再度聴取したという記録がある。それについて当時の校長の話とも一致する。

一方で、具体的に詳細を聞いた話だが、我々の調書の中では具体的な確認はできなかった。A高校Lについては、そのA高校Cから引継ぎの中で聴取を行った話を踏まえて、被害者様にお渡ししていると認識をしている。

【被害者】 どちらが事実だったのかを判断することは困難と考えると、そう書いているが、A高校CとA高校Hはどう言っているのか。

【事務局】 被害者様からお話をいただいたことかと考えているが、いずれA高校Cについては理解しているが、一度話を聞いて校長に報告して、報告した内容を補足的というか、追加的に3回行ったということである。発言を踏まえ、A高校Lの話でもそういった認識はあったと思う。

【被害者】 何を聞いて、どういう答えだったかというのが明らかにならないと、調査結果の報告として受け入れられない。これでは、体罰がないか確認したところ、体罰はないと確認したと言っていた教職員課の先輩たちと同じだ。

【事務局】 繰り返しになるが、事実として記録が不十分だった、あと聞き方も不十分だったというところは不適切ということで認識をしている。そういう面での事情聴取として、なかなか当時の記憶が曖昧だったり、忘れられているというところがある。先ほど来申し上げたとおり、こういう可能性があるのだと、こういうものだったのだろうということも含めて、不適切と認定した状況を御理解いただきたい。

【被害者】 いや、到底理解できない。調査の手法がどのように行われていたかというのは一番大事なので、理由の解明をするに当たっては、外部委員に参画いただきながら進めると度々言ってきた。この調査をするに当たって、外部委員のどなたが参画したのか。

【事務局】 全体の事情聴取をする過程においてヒアリングのやり方とか、当時の記憶を呼び起こすために事前に調書を提出して十分な時間を取るとか、報告とか、お諮りしている。

【被害者】 外部委員のどなたが参画したか。

【事務局】 ヒアリング報告については、全ての外部委員に見せている。

【被害者】 何を聞いて、どう答えたかという結果も報告はされているのか。

【事務局】 そのとおりである。

【被害者】 では、それは後ほどこの策定委員会にぜひ出していきたい。

3番目に、確認の結果、A高校Cが改訂版に追加分という記述を加えていると書いているが、どのように確認したのか。1枚目と2枚目、全く同じ文章で改訂版に追加分となっている。

【事務局】 A高校Cが、後任に引き継ぐ際に紛れてはいけないということで改訂版、あとは追加分というような表記をして、整理をしたものと聞いている。一方で、実際に書類を渡したA高校Lは、改訂版とか追加分という表記があったものと全て表記がないものが混在していて、その改訂版、追加分と書いて整理したものと、そうでないもの、2つが混在していることを知らずに、書いていないものについて渡したと聞いている。

【被害者】 全く同じ文章なのに、改訂版、追加分という記述を書き加えた理由は何

か。

【事務局】 本来であれば、別の文書にして1回目、2回目、3回目とすべきではなかったかと思うが、いずれ1回目に聴取したところで2回目に聴取して変わったところ、3回目に聴取して変わったところということで、それに上書きをする形で整理をしたと聞いている。それを3回目の聴取した結果の記録について、改訂版の追加分と書いた文書とそうではない文書の2つが残ってあったということで、渡すときに齟齬が生じたヒアリングで聞いている。

【被害者】 到底理解できない。先ほど言ったように、A高校Cは元顧問から3回話を聞いた。特に3回目は、私から校長への手紙が渡された後、本当にこういうことは無かったのか、もう一人の副校長と聞いた。その結果、物すごい剣幕で怒り、立ったまま怒鳴るということはあると、髪を引っ張ったり、胸ぐらをつかんだり云々を私に説明したわけだが、これが3回目の聴取内容であるなら、なぜそれを追加分に記載しなかったのか。

【事務局】 記録を残した理由については、明確に本人からの話は得られていないという状況だ。例えば不足した点、別紙3、別紙4に書いているとおり、問題とは直接的な暴力であって、長時間に及ぶ叱責といった言動の不適切な部分についてはある程度認容されるというような誤った顧問教諭の認識なり、あとは顧問教諭が認めるかを重視する意識が働いた結果、記録についても十分に残されなかったという可能性があるのではないかと認識し、不適切な点ということで指摘をしている。

【被害者】 それはA高校C自身が言ったのか。発言をそのまま教えていただきたい。

【事務局】 繰り返しになるが、A高校Cは、一度話を聞いて校長に報告し、確認を求められた点について再度聴取したという発言がある。

【被害者】 それでは、質問に対する回答になっていない。改訂版、追加分という記述を書き加えた理由は何か。3回目に詳しく聞いた顧問の暴力行為について追加分に書き加えなかった理由は何か。

【事務局】 繰り返しになるが、改訂版、追加分というのは、1回目、2回目、3回目と分かるように書いたと話をしており、あとは記録に対してそういう話があったことを明記しなかったことについては、明確な話は聞いている。

【被害者】 記載を残すとまずいのではないかという意識が働いたということをおっしゃったのか。

【事務局】 そういう話はない。

【被害者】 具体的に何をおっしゃったのかを文書として提出してほしい。それがなければ、到底理由の解明云々といっても真相が全く分からない、闇の中に埋もれたままである。

4番目だが、調査に関わった職員というのは具体的に誰なのか。

【事務局】 A高校Lだ。

【被害者】 聴き取り調査の順番で被害者を最後にした理由は記憶にないというのは、回答としては成り立たない。そのとき何を考えたのかを知りたい。

【事務局】 我々の聴取について、具体的には当時の担任とかが行っているが、5人の生徒について同時に聴取をするよう聴取を行う教諭に指導した。一方で、被害生徒の順番については、なぜ最後になったかというのが記憶にないと話をしており、聴取の順番を明確に指示しなかったと推測している。いずれ調査の方法として不適切と認識している。

【被害者】 この乙第8号証というのは、A高校Lがまとめたものである。2枚目にあるのが私の息子の証言、顧問の暴力行為を詳細に述べて、これを聞いた後ほかの部員に聞かなかった理由は何なのか。記憶にないか。

【事務局】 連絡が取れなかったと思っているが、いずれ結果としてここは不適切であり、可能な限りほかの部員にも聞くべきだった。

【被害者】 なぜ私の息子が詳細に暴力行為を述べたにもかかわらず、ほかの部員に確認しなかったのか。A高校Lが会っているのは、私の息子だけで、ほかの部員には会っていない。私の息子に最後に聞いて、結局体罰はなかったという結論を出したのか。

【事務局】 別紙3の7番10ページ、要因のところ整理しているが、被害生徒以外の元部員の証言についても直接的な暴力ではなかったことから、大きな問題ではないと評価したとのことである。その背景として、部活動においては叱責などの指導もある程度容認されるというような認識があり、不適切な対応につながったと整理をしたものである。

【被害者】 推測ではなくて、A高校Lは何と言ったかを聞いている。

【事務局】 そこについては確認をして次の会に示したい。

【被害者】 これも先ほど同様に、何を聞いて、何と答えたか文書にして出していきたい。それでなければ、真相の解明にならない。

今お示ししたこの第8号証に書いてあるA高校Lの事情聴取記録だが、元担任教員は元部員への聴取に対応しておらずと書いてあるが、これはどういう調査で判明したのか。

【事務局】 直接担当した教員に確認した結果である。

【被害者】 担任は誰も聞いていないということか。

【事務局】 確認して次に出すが、いずれ担任ではない方が聞いたと伺っている。

【被害者】 担任ではないということか。元部員A、B、C、Dと。Eは私の息子であるが、誰が誰かというのも判明しているので、元部員Aに聴取したのは誰なのか。

【事務局】 そこも改めて確認して、次にお示しする。

【被害者】 申し上げたいのは平成24年の4月にA高校M、Lと面談をした際に、私は「そんなことありません、きちんと調べたのか」と言っている。電話で聞き取り調査、1人にどれぐらいの時間をかけたのかについて、A高校Lは「記憶に残っていない、元担任から聞いているので」と。直接聞いているわけではないのか。「私が聞いて答えてくれるとは思わなかったので、担任を経由して聞いている」と。では、その担任の先生はどちらにおられるのか。直接聞いた方がここになくて、なぜ説明できるのか。別紙のところには、調査は実施されたと認識している、あるいは調査を行ったのは事実であるとしているが、私は調査の有無を尋ねたことは一度もない。この資料の中のDとCは全く同じ2行で、体罰を受けたことも見たこともないといったことにされているものも、元部員の2人が平成28年5月の先ほどの県教委教職員課職員2名による聞き取り調査でA高校からの調査を受けた記憶が全くないと。これらはどちらが正しいのか。

【事務局】 事実関係を改めてお示しできるように、当時の記録を含めて整理する。いずれ当時のA高校の調査の仕方、聞き手を1人に限定するとか、複数でかかる場合にあっても聴取方法を統一するとか、あとは電話での聴取の場合にどういう目的でやるのかとか、そういった聴取の目的や趣旨について十分徹底なり相手方に伝えていなかったことが調査されたかどうか分からないというところに至っている。調査のやり方、方法、全て不適切だったと認識している。

【被害者】 この調査報告というのがA高校による捏造認定の疑いが非常に濃い、どちらが正しいのかと聞いているのだ。

【事務局】 複数の教諭から調査は行ったという話を聞いているが、その調査のやり方については不適切であったと思っている。

【被害者】 先ほどの担任云々の話でいくと、この最後の3枚目、乙第23号証、A高校Fが本人と連絡し、体罰はないと確認、この上は元部員C、A高校Fが再度確認を取り、なぜ聴き取りをしているか、元部員Bに至っては、聴き取り調査の記憶すら残っていない。A高校Fは何と言っているのか。

【事務局】 記録が膨大で、すぐに出てこないの、次回までに整理をさせてほしい。

【被害者】 それを出さないで、真相の究明、理由の解明にはならないので、きちんと出してほしい。

次に、当部会が実施したヒアリングによって、当時の担当者が証言したとあるが、この方というのは14年前の自分の指示を記憶しているということか。

【事務局】 そのようにこの教諭は話をしている。

【被害者】 にわかには信じがたい。忘れた、思い出すことはできない、記憶にないと連発し、この後さらに聴取記録については外部委員の皆さんにも共有させていただいていると、共有と記載するのであれば、この担当者は14年前の自分の指示を記憶しているということについて、外部委員の皆さん納得されて、受け入れたということなのか。あるいは単にこれを見せたということか、どちらなのか。

【事務局】 そこも含めて当時の出したものを次の会にお示ししたい。

【被害者】 今回の文書で、共有させていただいたと書いているので、共有すると言う以上、問題認識を同じようにしたと、あるいは事実を同様に理解したと、受け入れたというときに使う言葉なので、外部委員の皆さんが14年前の自分の指示を覚えていたなどということ、そのまま受け入れたのは、私には到底信じがたい。

【事務局】 繰り返すが、証言しているので、そのように記載したが、その共有の在り方、ものについては、改めて示したい。

【被害者】 最後の11番は、本当にどなたかがこの情報公開条例に基づいて、情報公開請求をかけたのか。私はなぜこのような回答になるのかが理解できない。一般市民が行政文書の開示を求めているわけではない。A高校、B高校事案の真相を究明するために事実の公表を求めているのであって、情報公開条例をここに出している意味、なぜこのような理屈になるのかということをもまず説明していただきたい。

【事務局】 この情報公開条例は、何人たりともということ、すべからくの県民、国民に該当することとして位置づけられているので、いずれ人事に関する事務に関し、開示を制限、制約するための文書だと認識している。

【被害者】 聴取の詳細について協力いただいた元部員の特定につながるおそれがある

るので、情報公開条例に基づいて開示することは困難だと、なぜこういう記述になるのだ。一般市民ではなく、被害者遺族、外部委員も含めて真相を究明するためにこの委員会をやっている。何で情報公開条例がここに出てくるのだ。

【事務局】趣旨は分かるが、事情を確認する際に公にすることを前提として協力を求めているわけではなく、そういったところで公表することによって個人が特定されたということがあれば、不測の不利益な状況を生みかねない。今回は公開することは困難だと、開示することは困難だと考えている。

【被害者】元部員に対する調査については、外部委員の皆さんも参画されているのか。

【事務局】懲戒処分を行う前提でA校の部員の中で、全ての方に協力をお願いし、協力をいただける方あるいはB校についても同様、対象の方全てに協力をお願いし、そのうちで連絡が取れた方で協力をいただける方についてやったものである。懲戒処分の観点で行ったものは、県教委の責任において今回の「岩手モデル」の関係とは分けて行うということで、理解いただいているので、聴取に関しては「岩手モデル」とは別に行っている。

【被害者】そういう理由づけをするのであれば、真相解明するために再度、元部員に意見を求める調査をすることが1つではないか。そうでなければもう出てこないことになる。懲戒処分に関わることについては、表には出せないと言っているように聞こえるが、ではこの理由の解明について、真相究明するためには、新たに元部員に対する聴取は必要という理解でよろしいか。

【事務局】外部委員の皆さんとも相談をしているが、いずれ今回は個人を呼んで事情聴取をするということについては、この場では想定していないがこれまでのそれぞれの方への事情聴取については、外部委員の方々から様々御意見をいただいて、事務局が行っているのも、もしやるとすればそういった形で行い、その出し方についても一度事務局で検討したい。

【被害者】調査するときには、時間が経過するばかりで、真相の究明には程遠い状態になっている。これも一番最初から言っているが、この策定委員会とは別に調査検証委員会も別途していただきたい。

【事務局】当時の事実関係の整理に当たり、外部委員の皆様にも具体的な調査方法などについてをお諮りしながら、この策定委員会の理由の解明チームの一員として至らないところはあるが、誠実に取り組んできたと思っている。

様々確認を求められた点については、次回に報告したいが、御承知どおり最初に学校に暴行、暴言の訴えがあった平成21年11月から大分時間が経過しており、必死

になって当時の資料の確認をしたり、度重ねヒアリングを行っている。調査の目的である学校や県教育委員会の組織としての不適切な対応については少しずつ明らかになってきたと思っている。

この検討委員会が立ち上がって2年半たっており、なかなか調査究明が至らないのは事務局の責任もあるが、引き続きまた改めて検証委員会ということになると、再発防止策の検討がまた遅くなってくるので、現在の調査の枠組みの中で引き続き原因の解明に取り組ませていただきたい。

【被害者】 委員が今回示した意見書の中にもあるとおり、身内が身内を調査するという枠組みの問題は非常に大きい。1人の人間の命、1人の人間の未来を奪ったことに対する当事者意識が欠如しているから話が進まない。これは、もう外部委員の皆さんとよく意見交換をされた上で、別途検証委員会設置をされるよう強く求めたい。

今お配りした資料は、今年2月の第8回策定委員会以後の岩手県教職員の不祥事事例である。この策定委員会をやっている最中でもこうしたことが行われている。処分を受けたものだけであるから、恐らくもっと数は多いと思っている。皆さんの再発防止策でこれがなくなるとは、とてもそうは思えない。教職員の懲戒処分、2021年度から15件、2022年度が35件、しかも児童生徒への不適切な言動や暴力が増えている。マニュアル、ガイドライン、研修では、到底こんなことは追いつかないということははっきりしているわけで、考え方、発想の仕方を変えるとかされたらどうか。最近の新聞記事に指摘があって、社会福祉士会の会長の方が、第三者の目が重要と。ぜひ入れることをお考えになっていただきたい。一般社会であれば、重大な事故や不祥事があれば、外部監査を受ける。あるいはコンプライアンスを重視するというのであれば、当初から社外取締役を選出する。皆さんのほうでやってきていることというのは、コンプライアンス云々の、結局は身内だけで処理しようとしているので、いつまでたっても話が進まない。まず、別途検証委員会を設置するというのを、ぜひやっていただきたい。

これは今年の5月に私が皆さんにお送りしたFAXだが、御遺族様とも相談の上、事実解明を進めるために、策定委員会で当時のA高校、B高校の関係者と前々教育長にはぜひ意見陳述をしていただきたい。被害者遺族はここでも話をしているわけで、一方の当事者側だけが話をするだけでは、真相の解明にはつながらない。

【事務局】 ここの関係者の意見、ヒアリングなり事情聴取については、外部委員の皆様から様々調査方法とか、内容について我々確認、御示唆をいただいた上で事務局の職員が行っており事情聴取は行っているが、引き続きそういった形で調査をし、報告させていただきたい。

【被害者】 我々が求めているのは、ここで意見陳述をしてくださいと、これに対する回答はどうか。

【事務局】 公開の場なので、この場での事情聴取、意見陳述については、事務局としてはその旨考えていない。

【被害者】 これを皆さんに求めたのか。あるいは遺族、被害者がこれを求めているということは伝えたか。

【事務局】 事務局としての判断である。

【被害者】 伝えてほしい。

- ・部活動指導者研修検討部会
- ・自殺予防教育検討部会
- ・部活動参加体制等検討部会

【委員】 部活動指導者研修会についてだが、部活動に関わるのは学校の先生だけではなくて、競技によっては親御さん、外部コーチみたいな人も入ってくると思うのだが、そういう方も含めた指導者研修会となるのか。

【事務局】 部活動に関わる全ての指導員の方々を対象としている。

【委員】 少し安心した。

もう一点は、自殺予防のプログラムというところで、少々違和感がある。再発防止として示しているのが、自殺対策とかでも掲載している自殺対策としての推進なので、これはある程度常にSOSを発信するとか、受け止める感じが当たり前の話で、もう少し被害を受けたお子さんの対応というところ、ここはお子さんの対応を視점에挙げているというところではないか。そうすると被害を受けたときの相談対応体制とか、人権的な子供が相談をする権利、相談を申し出る権利というのは当然あるわけで、学校の先生が適切な対応を取ることが焦点と思う。相談というところでは、例えば子どもの相談は法務局の児相の虐待ダイヤル、少年相談とか、チャイルドライン、ふれあい電話であるとかいっぱいある。そういう連携体制とか、子どもたちはそういう相談ができる権利があるというのも知らせないといけない。子どもたちへの人権的な配慮にもう一步踏み込んで考えていただきたい。

【事務局】 児童生徒が安心して学び、生活し、そういった環境を整えることは非常に大切なこと、不可欠なことであると認識している。様々な教職員の不適切な言動があった場合に備えて土台づくりが重要である。

困ったときに相談できる児童生徒と教職員との信頼関係とか、あるいは相談室などに気軽に利用できる場とする居場所づくりだとか、そういったものが非常に大切になってくる。

さらに、児童生徒のささいな言動の変化から心理状況に気づけるように、教職員

の感性を高めること、教育相談体制を整備することも重要になってくる。様々な子供たちにしっかりとサポートできる体制を今後も構築して参りたい。

【委員】 結局今回は、不適切、違法というか、暴力とかそういうことが関連しているので、本来は社会の中だったら、警察とか、いろんな関連の窓口に相談するようなことも積極的に相談して、しかも重大案件にならないように、敷居の低い相談体制でないと難しいかと思っている。もう一つは、やはり子どもの相談だけではなくて、親が検知する、もちろん学校内で先生が把握する、いろんな可能性が想定されるので、広くキャッチできたり、検知したり、常に開かれた学校を望む。

【委員】 部活動指導者研修会2回開かれているようだが、この内容というのを見たり聞いたりすることはできるか。

【事務局】 研修は、4月に1回実施して、2回目は9月に実施予定である。4月の研修は、校外研修として各校1名代表者が出席して、受けている。研修内容を持ち帰り、各校で校内研修を実施している。その校内研修では、講義等、オンデマンドで各校で教職員等が視聴し、研修を進めたところだ。内容については、講師の先生にも確認が必要だが可能かどうか確認をさせていただきたい。

【委員】 この内容の効果性について感じ取っておきたい部分もあるので、できるだけ聞けるとありがたい。その効果性のモニタリングは何か行っているのか。

【事務局】 資料を御覧いただきたいが、研修レポートの抽出で個人レポートとして、各教職員のほうから自由記述としていただいている。その自由記述を基に学校レポートとして校長が書面等をまとめて、本研修の効果ということで示している。また、本研修を踏まえた課題については、右側の欄に各校ごとに記している。

今回の研修においては、体罰が生徒にない部活動指導の実現に向けて効果があったかという質問に関し、各校の校長からは100%効果があったということで報告をいただいている。

【委員】 別な角度の質問をしたらいいのではないか。理解が深まったとか意欲、意識が深まったとか、それはイエス、ノーと聞かれたら、いいほうに答えるのは当たり前なので、違うアングルの質問のほうが良い。

心の相談室の仕組み、どんなふうに相談するのか、簡単に教えていただきたい。

【事務局】 相談対象者は、県立学校に在籍する全ての児童生徒を想定している。副校長が管理するアカウントで2次元バーコードを作成して、生徒が1人1台端末などで2次元バーコードを読み取って、質問に回答するものである。相談内容については先生のこと、自分のこと、友達のこと、その他をチェックできるような仕組みとしている。相談先についても、教育相談の先生に、あるいは学級担任の先生に、

養護教諭、スクールカウンセラー、その他にということで選択できるようにして、誰かに話を聞いてもらいたいという子どもたちが申請するというものである。その申請に従い、相談の機会を設定する。

【委員】 全校生徒に一斉に実施するわけか。話を聞いてもらわなくていいという人はどこに流れていくのか、誰とも話をしないのか。

【事務局】 誰かに話を聞いてもらいたいときにこちらのほうにチェックを入れて送信するもので、任意希望で進めている。

【委員】 相談件数として5月末現在で31件の相談が寄せられていると、これの内訳として先生のことと、それ以外のことだとどれぐらいになっているのか。

【事務局】 5月時点の31件は、先生のごとが3件で、それ以外が28件である。

【委員】 心の相談室について、6月末現在の一覧表を出していただいているが、この相談先、相談を受けた人でその他というのが累計で130件あって、全体で263なので、半分はその他である。どなたが聞いているのか。

【事務局】 子どもたちが申請したときについてカウントしたもので、その他の申請があった場合については、教育相談担当の先生が実際に子どもたちに確認しながら進めていく。

【委員】 この表の中の一番上の教育相談の先生というのは、子どもがそう指定した場合だけをカウントして、子どもが指定しなかったけれども、その他はこの教育相談の先生が受けるという、そういうことなのか。

【事務局】 教育相談の先生が「誰か希望がありますか、その他と記載しましたけれども」と確認をしながら進めているというのが実際である。

【委員】 最終的には教育相談の先生が聞かれているということか。

【事務局】 そこまでは確認できていない。

【委員】 研修というところで、演習の内容を教えていただけるか。

【事務局】 演習は、ケース・スタディーとして、今回の県立学校生徒の重大事案に関する調査委員会の調査報告書について、担当者が説明をし、その後個人の活動、そしてグループごとに活動をし、意見交換をした。その中でグループ単位でまとめ、全体でのそれぞれのグループでの発表を行って、全体共有をしたという流れである。

【委員】 スポーツの関係で悪しき風習、先輩、実力者の指導者の行為に対してなかなか勇気を持って発言ができない、そうしたことの改善策とは何か、課としてはお持ちか、なければこれからどうされるのか。

【事務局】 1回目の研修を終え、それぞれの委員の皆様からの御意見等を踏まえ、第2回目の研修に活かして参りたい。各学校から出された課題等も、効果的、実践的な研修につなげていきたい。1回だけの研修ではまだまだ十分ではないので、何回も研修を繰り返しながら教職員一人一人の意識改革と組織の風土を醸成していきたい。

【委員】 今回の場合、国体があった。管理職の立場ですら、何か遠慮している、そんな土壌が大きな問題だと私も感じている。このあたり思い切った「岩手モデル」にできればと考えている。

議事イ 再発防止「岩手モデル」策定スケジュールについて

【事務局】 今年度策定委員会は現段階であと3回実施を計画している。次回策定委員会では、本日の協議を踏まえて、再発防止に必要な方法、体制の構築について協議いただく。

また、各検討部会の取組を「岩手モデル」としてどのような形で構成するかというフレーム案を協議いただき、11月には再発防止「岩手モデル」の原案を協議いただく。

その後、県民からの意見聴取も行いながら、さらに検討を進める。

それら協議内容、御意見等を踏まえて、3月の策定委員会で修正案を協議いただき、年度内に再発防止「岩手モデル」を策定したいと考えている。

再発防止に向けた各種の取組は随時進めているところである。

【委員】 「岩手モデル」、「TSUBASAモデル」ということなので、既にお考えだとは思いますが、御遺族や被害に遭われた御家族の方たちがこうしてほしいというものがあつたらぜひそれを組み込みながら進めていただきたい。あと、再発防止というのは、既に被害に遭われた生徒さんたちの被害者救済、そのような視点もやはり入れておく必要があるのではないか。最終的にどんな形であれ条例とか、そういう形で一步踏み込んで県としても対策を進めていただき、そこまで強い再発防止をお考えいただきたい。

【事務局】 ただいまの御意見を踏まえて、今後検討してまいります。

【事務局】 それでは、改めまして御遺族様、被害者様からこれまでの部分のところで御意見等ございましたらお願いしたい。

【御遺族】長時間の議論、A高校自体の詳細にわたる部分については、多分今教育委員会の皆様も全く把握しかねる事象ばかりで、事実も確定できないと思うので、可能かどうか分からないけれども、別途の第三者委員会をお願いしたい。当時の学校長なり、本人もそうだが、嘘で塗り固めて、言い逃れてここまで来てしまったというのが実態で、それはそれで間違いないことだと思う。この件に何ら申立て等もないと思うが、その件についてずっと調査しているのは、多分この紙ベース、同じようなニュアンス、文面にしかなり得ないので、細部にわたる調査ということであれば、この場でということではなくて、別途どこかの外部の調査できそうな、多分弁護士の先生等となるかと思うが、そういった方々に御依頼されて、詳細にわたって調査ということがおそらく現実的ではないか。本来この事案が起きたときに第三者委員会を立ち上げて調査しておけば、こうはならず、それを怠ったことが今こういう状況がずっと続いているので、そこを再度御検証いただきたい。

今後は、策定委員会においては、策定のための協議の場だと思うので、より外部委員の先生等からも色々なアイデア、知見をいただいて、きちんとしたものをこのタイムスケジュールにのせて、何とかゴールラインに向かっていくと思うので、小委員会等でも構わないかと思うし、ぜひ積極的に策定に向けて取り組んでいただきたい。

【被害者】 前回も話したが7月3日の御子息の命日に合わせて研修を実施してほしい。もう一つは、教職員に関わるパンフレット、これを作成してほしい、御子息の遺影を入れたものを作ってほしい。これについては、前教育長がしっかり受け止めて要望に沿った言葉を入れて配りたいと思うと述べておられるので、ぜひ「TSUBASAモデル」という御子息の名前が入ったパンフレット、マニュアル、御子息の遺影を入れたものを作成して、皆さんに配るということをやっていただきたいと申し上げたが、多分何もやっていないと思う。これからというよりも、実は本日御出席の委員が10年ぐらい前に作成された、「部活動・スポーツにおける安全指導・事故対応の手引」という非常に優れた冊子があって、これは全国にも引き合いのある大変優れたもので、数年前に改訂されたけれども、その委員に内々に御承諾いただいているので、相談されて、B高校事案に沿ったものを作っていただくことを進めていただきたい。

【被害者】 私が教育委員会の皆様にお伝えしたいことは、委員の言葉の中に「我々外部委員も、もちろん教育委員会の方々ですが、つまり子供の未来を奪った1人の人間としての覚悟が必要なのだ、この策定委員会がその覚悟が必要だ」という、そういう文言があって、非常にこの言葉に救われた気持ちでした。今日これに初めて参加された方は、多分私たちの意見を今さら17年前のことを思い出せと言ったって無理だ、到底無理な話ではないのと思っているかもしれない。しかし、私たちは十数年同じことをずっと学校の先生と教育委員会の方々に、何があったか教えてほしい、調べてほしいとお願いしてきた。そして、十何年たったということだ。従って、これからは、この言葉にあるように、皆様には覚悟を持って最後まで真摯にこ

の問題に取り組んでいただきたいということをお願いしたい。

5 その他

【事務局】 次回、第10回策定委員会について、本日の議事での御意見、御要望等を踏まえ、協議したい。開催日は、委員の方々の御予定をすり合わせて決定したい。

6 閉会

【事務局】 以上で、第9回再発防止「岩手モデル」策定委員会を終了とする。